

# はやぶさ

Hayabusa



Sagamihara  
Corporation Association's  
magazine

2016.11

相模原法人会広報誌

No.204 隔月刊





## 小原宿本陣祭

毎年11月3日に開催される  
歴史文化を後世に伝える祭です。  
甲州街道を練り歩く大名行列が始まる前、  
本陣太鼓に導かれ、  
鉄砲隊による珍しい火縄銃のお披露目です。  
最近この行事に加えられたもので、  
轟音と硝煙で  
祭りを大いに盛り上げます。

撮影地／緑区小原 撮影者／松田廣司

はやぶさ 2016年11月号 No.204 INDEX

法人会を支えるひと  
山口自動車株式会社  
山口 誠志さん ..... 2

ハイライト  
平成29年度の税制改正に向けて  
法人会は提言します ..... 4

活動フラッシュ ..... 10

相模原税務署からのお知らせ  
相続税の申告の準備はお早めに ..... 12  
マイナンバーカードでe-Tax ..... 14

花子と太郎の見てある記  
株式会社 イノウエ ..... 16

相模原法人会からのお知らせ  
新会員紹介 平成28年8・9月 ..... 18

読者プレゼント  
2017年の相模原風景カレンダー ..... 19

法人会を支える

ひと

山口自動車株式会社

やまぐち さとし

山口 誠志さん

小山清新地区

安全安心がモットー  
自動車好きの青年が  
いつしか地域の顔に

子供のころから  
いつも「継げ」と言われて

かつて、自動車が好きで好きでたまらない青年が  
いました。仕事が終わって時間があれば車をいじり、  
カスタムした愛車と夜な夜な語り合う。時にはサー  
キットに出て、思い切り風になる。

その青年が数十年後、祖父、父たちの後を継い  
で、山口自動車株式会社の4代目として、社員や顧  
客だけでなく地域に愛される社長に育ちました。

現在、代表取締役社長を務める山口誠志さんが  
自動車整備の道へ進んだのは、運命のようなもの  
だったとか。

「幼少の頃から祖父に会社を継げと言われ続けてき  
ましたからね。私が子供の頃はスーパーカーが全盛  
の時代でしたし、世代的にも車に興味がある友人が



たくさんいましたから、私自身も車に関わって会社を継いでいくことを疑ってはいませんでした」

車といっても、一般車の整備よりは、トラック整備、特装車整備などが山口自動車の中心事業。また、観光バス事業にも進出しており、いわゆる「働く車」をサポートするのが企業使命となっています。

平成15年のトラック等の排ガス規制のときに大型車両を相手にしたのが、会社が大きくなったひとつの転機。毎日夜遅くまで、時には深夜に至るまで作業を全社一丸となってこなし、大きな資本を獲得したそうです。

その時代に、観光バスを購入。大型車両の整備ができる技術力を背景に観光業へと参入し、企業として大きく育っていきました。

「そうした拡張策を打っていったのが前社長のいた頃でした。私も社員で働いていましたが、工場を拡張し

たり、若い世代を採用したりと、町の整備工場だったのが一気に企業の体を成すようになりましたね。とはいえ、仕事が終わったら、会社のガレージを借りて、自分たちのクルマをいじったりしていましたよ(笑)今は法律上できませんが」

どこか、のんびりとマイペースに仕事をしていたという山口さんの、会社への意識が変わったのは38歳の時のことでした。その頃先代が会長職にあり、山口さんは社長として経営に参加。しかし、会長が体調問題を抱え、完全に経営の第一線から退くことになったのです。「経営者として会社を背負うことになって、いろんなことを考えましたね。おりしも観光バスの規制が厳しくなったりと、決して順風とは言えない時代。そういう時こそ、人の和を大事にしようと考えましたね」

## 人の和を重んじ 人の縁を得る

山口自動車の経営理念は「人の和を重んじ、地域社会に貢献する」というもの。この理念のもと、山口さんは社内の人間関係だけでなく、事業所間の連携を大事にするよう指導をしていきます。

現在では神奈川県内に各事業所を展開している利点を生かし、相模原から横浜に移動したお客様には横浜で対応をするなど、臨機応変の整備体制を構築。地域の信用を不動のものにしていきました。

すると山口さんのもとへ次々と人の縁が導かれるようになります。現在、法人会の厚生委員会の副委員長を務めていますが、法人会に関わってから、より人のつながりに恵まれるようになったと話します。

「法人会に参加する企業さんと知り合えて、人脈の大切さを学んでいます」

厚生委員会での活動を通じて、各法人に対する大型保障制度を考えたり、医療知識を広げるための講演会を主催したりと、さまざまな局面で活躍を見せる山口さん。

本業でも「みなさんに安全安心を常に意識してもらい、多種多様なお客様に喜ばれるサービスを目指したい」と今後を見据えておられました。

# 平成29年度の税制改正に向けて 法人会は提言します

公益財団法人 全国法人会総連合



10月20日の全国大会において法人会会員総意である平成29年度の税制改正要望が発表されました。

## 《基本的な課題》

### I 税・財政改革のあり方

国と地方を合わせた長期債務残高が国内総生産(GDP)の2倍に達した我が国財政の悪化は、先進国の中で突出している。その原因が行政サービスという「受益」と、その財源を借金ではなく税で賄う「負担」のアンバランスにあることは論をまたない。

その背景として指摘されてきたのは、「受益」を優先させて「負担」を先送りにしてきた財政規律の甘さである。それはとくに、先進国で最速のスピードで進展する少子高齢化という構造問題への対応で目立ってきた。つまり、財政の悪化を食い止めるには「受益」の代表的分野である増大する社会保障費を重点化・効率化によって抑制し、かつ適切な負担を確保する以外に方策はないのである。

その意味で、財政健全化と持続可能な社会保障制度の確立を目指した「社会保障と税の一体改革」は、この命題解決に向けた重要な一歩であった。しかし、安倍政権は本年6月、社会保障費の安定財源として位置付けていた消費税率10%への引き上げの再延期を表明した。

「リーマン・ショック並みのリスクがない限り、確実に引き上げる」としてきたにもかかわらず、そうしたリスクを裏付けるような説得力ある理由を全く示さないまま重大な政策変更を行ったのである。これは一体改革が綻びをみせたともいえるわけで、財政規律の緩みを懸念せずにはいられない。国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出・歳入両面からの強力な改革が求められよう。

## 1. 財政健全化に向けて

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2016」(以下、「骨太の方針」という)に盛り込まれた消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から2019年10月へと2年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じるようになった。

2020年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス=PB)黒字化という財政健全化目標への直接的な影響は回避できようが、2018年度のPB赤字対GDP比1%程度という中間目標は、消費税率引き上げによる税収が得られないことから事実上達成できなくなった。この中間目標は昨年追加設定されたばかりである。これでは政府目標としての重み、さらには財政健全化に取り組む政権の本気度が問われても仕方あるまい。

2020年度のPB黒字化も極めて達成が危うい。内閣府が本年7月に示した新たな「中長期の経済財政に関する試算」によると、高い成長率を想定した「経済再生ケース」でも、2020年度には5.5兆円の赤字が残る。しかし、目標実現を担保する具体的な道筋は示されておらず、依然として不確実性の高い税の自然増収に頼ろうとしているのが実情である。

来年度予算編成では概算要求基準(シーリング)で引き続き歳出上限の設定を見送っている。しかも、消費税率引き上げを再延期しただけでなく、大規模な経済対策の財政措置を今年度の第2次補正予算に盛り込むという。政府は赤字国債の増発は避けるとしているが、本来は主に国債償還に充てるべき前年度剰余金などが財源として予定されているのは問題である。

一方、日銀の国債保有も異次元緩和による国債の大量購入が続き、その残高がGDP比で約7割と欧米の中央銀行に比べても異常な水準に達しており、市場の受け止め方は神経質となっている。その意味でも財政健全化に明確な道筋を示し、国債の信認を確保していくことが極めて重要である。

(1)消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2)2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、

歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

(3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5)国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

## 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は今後10年を経ずして団塊の世代すべてが後期高齢者となるなど超高齢化社会に入る。持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

「社会保障と税の一体改革」はこの理念に基づいて策定されたが、消費税率10%への引き上げが再延期されたことで改革工程に狂いが生じた。このため、消費税1%分の税収を充てる予定だった「社会保障の充実」が焦点となっている。政府は赤字国債に頼ることなく可能な限り実施するとしているが、その財源については明確になっていない。改革の理念に照らせば充実策は延期するのが筋であり、仮に実施するなら給付面の見直しを柱に安定財源を捻出すべきである。

少子化対策を含む社会保障のあり方では「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支え合う「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直していく必要

がある。また、医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題についても、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### 3. 行政改革の徹底

消費税率10%への引き上げが再延期されたが、財政健全化と社会保障の安定財源を確保するには、増税が不可欠であることは指摘するまでもない。しかし、増税が国民に痛みを求めるものであることに変わりはない。「行革の徹底」がその前提とされたのはこのためである。

そして、「行革の徹底」にはこれまでも指摘されてきたように、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。そうした観点から現状をみると、改革は遅々として進んでいないようにみえる。

例えば、衆議院の選挙制度めぐり「1票の格差」是正を目的に定数を「0増10減」とする改正が行われたが、本来の大胆な議員定数削減には至っていない。近年、税金が含まれている政治資金にも不適切とされる

支出が目立っている。国民の政治不信を払拭するためにも、政治資金規正法の見直しなどを行い、用途の適正化を図るべきである。

行革を徹底するために以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めたい。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

### 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げ延期に伴い、低所得者対策として導入予定の軽減税率制度も2年半延期されることになった。しかし、軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

したがって、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。また、低所得者対策では現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを付記しておきたい。

また、税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

## 5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されたが、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言いがたい。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

制度運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。また、国民の利便性を高めるためには、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかが大きな課題となるが、広範な国民的議論が必要である。

## 6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

### II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は緩やかな回復基調を続けているが、その原動力とされるアベノミクスが曲がり角にさしかかったとの見方が強くなってきた。日銀の「異次元緩和」に限界論が指摘され始めたうえ、依然として成長戦略が力強さを欠いているからである。

日銀の「異次元緩和」はアベノミクスの先導役を果たしてきた。しかし、国債の大量購入により市場の流動性が低下したり、究極の緩和策として導入したマイナス金利が想定された効果を示していない。これを市場では異次元緩和策の限界と見て、円安・株高の流れに変調をきたすことになったと言える。

肝心の成長戦略も「法人実効税率20%台」こそ実現したものの、全体的に力不足の感が否めない。「骨太の

方針2016」が「成長と分配の好循環」をキーワードに打ち出した「保育士や介護士の待遇改善」や「同一労働同一賃金」は確かに重要である。しかし、これらは経済政策というより社会政策的な性格が強く、成長力を底上げしていくには、医療や農業分野などでの抜本的な規制改革が必要なのである。

真の経済再生に必要なのは、金融政策に過度に依存するのではなく、国民の実質所得、個人消費、設備投資の好循環による持続的で力強い成長サイクルをいかに構築するかである。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長も不可欠であり、税制面をはじめとした多角的な環境整備が求められよう。

## 1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度29.97%、平成30年度29.74%となり、政府が目指していたドイツ並みの「20%台」への引き下げが前倒しで実現した。日本企業の国際競争力や外国企業への対日投資などの観点からみて大きな前進である。

ただ、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は一般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

## 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資

する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

- (3) 中小法人課税について、適用される中小法人の範囲(現行資本金1億円以下)を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標(例えば、所得金額や売上高)」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

### 3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

#### (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。

#### (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度につい

て要件緩和と充実を図ることを求める。

- ①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。
- ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
- ③対象会社規模を拡大する。

#### (3) 親族外への事業承継に対する措置の充実

親族外承継に対応するため、納税猶予制度の適用対象範囲の拡大や、遺留分に係る民法の特例制度が拡充されたものの、事業の円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じる。

#### (4) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様である。特に類似業種比準価額方式については、比較対象となる上場株式の株価が上昇すると、それに伴い評価が上昇すること、また、配当、利益及び純資産といった比準要素のあり方によって税負担が増大する可能性があることが指摘されている。

このため、円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。

## Ⅲ 地方のあり方

地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

地方創生戦略では、人口減少・超高齢化という直面する課題に対して、各地域の自律的、持続的社会的実現を目指している。そのためには、それぞれの地方がその特色と強みを生かすことが大事で、地元の産業や経済社会の実態に通じた民間の知恵・工夫を最大限いかすよう求めてきた。

しかし、現状ではこうした戦略が具体的に策定されているのか、また策定されたとしてもそれが実行されているのか定かではない。まずはこれらについての検証が必要であり、成功例があればそれを刺激剤に各地方が活

性化を競っていくべきであろう。

ただ、ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。また、この制度は地方活性化という意味では有効だろうが、住民税は居住自治体への会費であり、地方税の原則にそぐわないとの指摘があることにも留意すべきである。

異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

## IV 震災復興

東日本大震災については5年間の集中復興期間を終え、本年4月から「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、本年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組まねばならない。

さらに、今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

## V その他

### 1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

### 2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいえない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

研修会 8/24(水)

組織委員会



税理士会との連絡協議会

内容 / 東京地方税理士会との意見交換会(1)ニセ税理士の排除について (2)会員増強の協力について (3)税務相談について 場所 / 相模原法人会館

研修会 8/25(木)

中央北支部



中央北支部研修会

内容 / 社員の労務管理について 講師 / 社会保険労務士 植田健太氏 場所 / 季逢庵

# 活動フラッシュ

2016年 8月▶9月

研修会 8/29(月)

税制委員会



改正税法説明会

内容 / (1)「平成28年度税制改正について」 講師 / 相模原税務署担当官 (2)「改正消費税について」 講師 / 東京地方税理士会相模原支部所属税理士

加入促進事業 9/2(金)

組織委員会



会員増強決起大会(キックオフ)

内容 / 会員増強の現況と方法・決意表明 場所 / 相模原法人会館

研修会 9/8(木)・9(金)

青年部会



第30回 法人会青年の集い

内容 / 租税教育プレゼンテーション 他 場所 / 旭川市民文化会館及び旭川大雪アリーナ 他

講演会 9/15(木)

大野南支部・大野中第1地区



講師 / 俳優・歌手 中村雅俊先生

時局講演会

内容 / 「私の人生、出逢いに感謝」 講師 / 中村雅俊氏 場所 / ホテルラポール千寿閣

## 研修会 9/15(木)

上溝支部



### 健康セミナー

内容/「あなたのホクロ良性それとも悪性?」「治そう!足白癬、爪白癬」  
講師/西大沼皮膚科クリニック院長 高須 博 氏 場所/ずっと我が家

## 講演会 9/16(金)

津久井東・中地区



### 津久井東・中地区講演会

内容/話の味は人の味 ～たゆまぬ努力が味を出す～  
講師/桂 米助 氏 場所/緑区役所串川出張所

## 研修会 9/20(火)

青年部会



### お宅の求人広告、人が集まる魅せ方してる?セミナー

内容/どんな求人広告に人が集まり、どんな求人広告が人の心に届かないのかを具体的な事例を交えて学んだ。講師/株WINNERS ブランディングプロモーター 中根 千里 氏

## 親睦事業 9/11(日)

大沢支部



### 親睦バス旅行

場所/ふなばしアンデルセン公園とサッポロビール千葉工場

## 親睦事業 9/14(水)・15(木)

相模台地区



### 親睦バス旅行

内容/バスで行く山中湖とワイナリーツアー  
場所/山中湖～勝沼醸造株式会社

## 社会貢献事業 9/13(火)

中央北支部



### 地域美化運動の実施

内容/中央北支部地域のゴミ拾い

## 社会貢献事業 9/18(日)

大野中第2地区



### 相模原よさこいRANBU

内容/税務に関する資料と法人会のPR資料の配布  
場所/古淵西公園内

## 社会貢献事業 9/25(日)

大野南支部



### 東林ふるさとまつり

内容/射的等の実施や税に関する資料を配布  
場所/東林小学校・東林公民館

# 相続税の申告の準備はお早めに!

相続税は、個人が被相続人(亡くなられた人のことをいいます。)から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金です。

## 相続税の申告が必要な人

被相続人から相続などによって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額(相続財産等の合計額)が、遺産に係る基礎控除額を超える場合に、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

$$\text{「遺産に係る基礎控除額」} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

(※ 上記「遺産に係る基礎控除額」は、平成27年1月1日以後に相続などにより取得する財産に係る相続税についてのものです。)

## 一般的な相続税の申告手続のスケジュール

### 被相続人の死亡(相続開始)

#### ① 相続財産や債務の概要の把握

相続税の仕組みや相続財産・債務の概要を確認します。

#### ② 相続財産や債務の詳細の把握

相続税の申告が必要かどうかを確認するため、相続財産や債務の詳細を把握します。

#### 【遺産分割協議書の作成】

遺言書がない場合には、相続人全員で遺産の分割について協議し、遺産分割協議書を作成します。

なお、相続税の申告書の提出期限までに遺産分割についての協議が整わないときには、民法の規定による相続分等の割合に従って財産を取得したものととして相続税を計算します。

#### ③ 相続税の申告書の作成

相続税の申告が必要な場合は、相続税の申告書を作成します。

相続税の申告と納税の期限は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内

### 相続税の申告と納付

(例) 平成27年4月16日(木)に亡くなられた場合  
平成28年2月16日(火)が相続税の申告と納税の期限になります。

### 国税庁ホームページの各種ツールをご利用ください

#### 相続税のあらし

相続税の仕組みを分かりやすく解説しています。



#### 相続税の申告要否判定コーナー

相続財産の金額などを入力することにより相続税の申告のおおよその要否を判定します。



#### 各種特例を適用した相続税申告書の記載例

適用件数の多い「小規模宅地等の特例」や「配偶者の税額軽減」の適用を受ける事例について、相続税申告書の記載の仕方を分かりやすく解説しています。



#### 相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集

相続税の申告書を作成するときの誤りやすい項目について事例形式で説明したものです。



※ 掲載場所については、次ページの「国税庁ホームページの『相続税・贈与税特集』」をご覧ください。

## 国税庁ホームページの「相続税・贈与税特集」

● 相続税等の関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」を是非ご覧ください！

「国税庁ホームページ」(<http://www.nta.go.jp>)トップ画面



※ この画面は、平成28年10月現在のものです。

### 「相続税・贈与税特集」のご案内

- ① 相続税のあらまし
- ② 相続税の申告要否判定コーナー
  - ※ 当コーナーの利用方法については、[Web-TAX-TV\(税に関する動画\)](#)で紹介していますので、是非ご覧ください。
- ③ 「小規模宅地等の特例」と「配偶者の税額軽減」を適用した相続税申告書の記載例
- ④ 相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集
- ⑤ 各種様式等(相続税の申告手続(申告書)、相続税の申告のためのチェックシート) など

## 「相続税についてのご相談」は

● 電話相談センターをご利用ください！

最寄りの税務署へ電話していただき、自動音声によりご案内しますので、「1」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、電話相談センターにつながります。

● 税務署でのご相談は、電話での事前予約をお願いします。

申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください(自動音声に従って「2」を選択してください。)

## 「税理士をお探しの方」は

日本税理士会連合会ホームページ内の「[税理士情報検索サイト](https://www.zeirishikensaku.jp)」(<https://www.zeirishikensaku.jp>)で税理士や税理士法人(以下「税理士等」といいます。)の検索が可能となっています。

なお、税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、たとえ無償であっても税理士等でない者は行ってはならないとされています。

税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」にご注意ください！



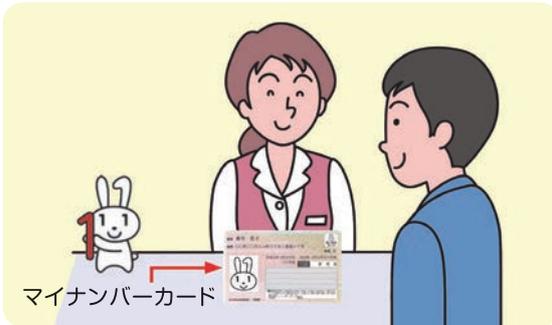
# ネットが便利 申告・納税 e-Tax



※ご利用のパソコンがe-Tax の推奨環境を満たしているかを、事前にe-Tax ホームページでご確認ください。

## 1 マイナンバーカードとICカードリーダーを用意

住民票のある市区町村に交付申請し、マイナンバーカードに対応したICカードリーダーを用意



マイナンバーカード

※マイナンバーカードの交付に関するご質問については、住民票のある市区町村窓口へお問合せください。



ICカードリーダー

※家電販売店などで購入することができます。  
※マイナンバーカードに対応したICカードリーダーは、地方公共団体情報システム機構が運営する「公的個人認証サービスポータルサイト」でご確認ください。

## 2 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

### 1 e-Taxの開始届出書を提出し、利用者識別番号を取得

※既に利用者識別番号を取得されている方は、開始届出書の提出は不要です。

- 氏名、住所などの基本情報を入力し、オンラインで開始届出書を提出すると、利用者識別番号が即時に発行されます。

### 2 マイナンバーカードの電子証明書をe-Taxに登録

- IC カードリーダーを使用して、マイナンバーカードの電子証明書をe-Tax に登録します。

※住民基本台帳カードの電子証明書をe-Tax に登録している方が新たにマイナンバーカードを取得された場合も、マイナンバーカードの電子証明書の再登録が必要です。

### 3 申告書等データを作成、送信

- 所得税、消費税の確定申告書及び贈与税の申告書などを画面の案内に従って、作成します。
- ICカードリーダーを使用して、作成した申告書等データにマイナンバーカードの電子証明書を付与し、申告書等データをe-Tax に送信します。

※申告書等データを送信した後、受信通知がメッセージボックスに格納されますので、格納された情報をご確認ください。

※住民基本台帳カードでe-Tax を利用されている方へ  
住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期限内であれば、新たにマイナンバーカードの交付を受けるまで、引き続きe-Tax でご利用いただけます。



## イータックス e-Tax のメリット

- 1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告、申請・届出及び納税など各種手続をすることができます。
- 2 所得税申告書の添付書類(源泉徴収票や医療費の領収書など)は内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。
- 3 「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自動計算機能などにより正確に所得税確定申告書などを作成することができます。
- 4 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- 5 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。
- 6 確定申告期間中は、24時間ご利用できます。(メンテナンス時間を除きます。)

## イータックス e-Tax の利用可能時間

▶ 月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合や、時期により延長する場合があります。e-Tax のご利用に当たっては、最新の情報をe-Tax ホームページでご確認ください。

## e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e-Taxの利用開始の手続、「e-Taxソフト」、「確定申告書等作成コーナー」及びそのパソコン操作に関するお問合せに電話で対応する専用窓口です。パソコンなどを起動してお問合せになる画面を表示させてからお電話ください。

なお、申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄りの税務署へお問合せください。

ナビダイヤル

(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

▶ 月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報を e-Taxホームページでご確認ください。

## ● 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

利用開始の手続、e-Taxの推奨環境、「e-Taxソフト」の操作方法及びよくある質問(Q&A)など、e-Tax に関する最新の情報をお知らせしています。

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

🔍 イータックス

検索

平成28年4月



● 津久井東支部 株式会社 **イノウエ**

津久井伝統の組紐技術を活かし  
女性視点のファッション性を取り入れた  
ヘアゴム・静電気除去バンドを製造



**太** 今回お訪ねしたのは、鳥屋にある株式会社イノウエさんです。お話を伺いするのは、3代目となる代表取締役社長・井上毅さん。よろしくお願ひします。

**花** イノウエさんで製造なさっているヘアゴムにはどのような特徴があるんですか？

**イ** 津久井ならではの文化を活かして、伝統の組紐製造の技術をベースにしたヘアゴム製造をしています。津久井は江戸末期から明

治にかけて、織物製造が盛んでしたからね。

**太** そうだったのですか。イノウエさんの創業はいつだったんですか？

**イ** 弊社は昭和3年に製紐工場として創業し、今年で88年ですね。かつては国内生産していた絹糸を使って組紐を製造してまして、近年では女性用のヘアゴムだけでなく、静電気除去ゴムバンドなど、ゴム紐製造が主軸になっています。弊



祖父が創業した工場を、父、そして当代に渡って守り続けている井上毅さん。オーダーメイドではなく定番品の製造だが、その製造過程ではさまざまなアイデアが施されています。



広々として、とてもきれいな社屋



エントランスにはアイスクリームに見たてたヘアゴムがお出迎え



● 株式会社 イノウエ  
 神奈川県相模原市緑区鳥屋750  
 Tel. 042-785-0136  
 営業時間 8:30~17:30  
 定休日 土・日曜日  
 HP <http://www.inoue-braid.co.jp/company.html>

社の製品は、主にコンビニなど一般の小売店で販売されていますよ。

❸ 一口にゴム紐といっても、とても用途が広いんですね。それに、身近で売られている商品が津久井のものだと嬉しいです。

❶ ありがとうございます。ヘアゴムはファッションアクセサリですから、女性が飾ってかわいらしく見えるようなものを作るように努力しています。最近では女性のデザイナーも積極採用して、女性目線での商品作りにも力を入れています。

❷ 確かに、デザインがすごくかわいいですね。もう一方の主力である静電気除去のゴムバンドというのはどんな製品ですか？

❶ 冬場にドアノブなどを触るとき、静電気が走ることがありますよね。あのピリッとした感触はとても不快なものです。ですが、その製品を手首に巻いておくと、静電気の電流を除去してくれるわけです。

❷ 知っています！あれはどんな仕掛けなのか、いつも不思議に思っていました！

❶ 静電気を除去する専用の糸を使って、組紐を作り……詳しくは企業秘密にさせていただきます(笑)。自社で綿密な試験を繰り返し、効果が得られないものについては許可を出していません。

❸ ひとつひとつの製品を大切に作っておられるんですね。お仕事でのご苦労などはありますか？

❶ 苦労といえば、在庫管理でしょうか。小売店に出荷する際、注文があっても品がないと話になりませんから、大量の在庫を常に用意しておかなくてはけません。以前、月間で290万本の受注を受けたとき、生産ができたのが250万本。ストックがなかったら要望に応じられないところでした。

❷ すごい人気ぶりですね。海外でも人気が出そう！

❶ 現在も海外に多少は出していますが、安全性が高く、安定した品質を誇る日本製は注目されやすいですね。弊社の製品は、エコテックス規格100という品質保証規格を取得しています。これは「乳

幼児が口に入れても唾液によって色素が流れない」というもの。海外製品にはこの保証がないものもあります。

❸ 伝統を今に伝えつつ、消費者の安全を第一に考えて製品を作る…素晴らしいと思います。今後はどんな展開を考えておられますか？

❶ ヘアゴムにせよ、静電気除去バンドにせよ、津久井伝統の組紐を受け継ぎつつ、時代に合った新しいエッセンスを取り込んでいきたいですね。もちろん伝統を伝えるということも大切にしたいので、社会貢献活動にも力を入れていきたいです。また、とにかく従業員が楽しく商品作りをすることができる環境も整えていきたいですね。男性でも女性でも働きやすいよう、福利厚生を見直したり、お子様がいても働きやすいようライフスタイルに合わせた仕事ができるようにしたいですね。

❷ これからの活躍も楽しみにしています。本日は貴重なお話をありがとうございました。



組紐の技術を取り入れたヘアゴム



織機を使ったオリジナルネーム入りの商品



製紐機を使った組紐の中には、車の牽引ロープも

## \* 相模原法人会からのお知らせ \*

### 女性部会 **社会貢献事業活動にご協力お願いします。**

女性部会では、使用済切手類・タオル類の寄付を募っております。

#### 使用済切手等寄贈活動

皆様からの使用済切手・書き損じハガキは相模原ボランティア協会(あじさい会館内)へ寄贈しています。寄贈した使用済切手類は分類整理後、収集家によって換金されます。換金した資金は、体の不自由な方、車いすの方の移送サービスをする車・ハンディキャップボランティア号の購入や維持管理等に利用されています。

- ◎使用済切手
- ◎書き損じハガキ

切手はどんな切手でも結構です。(普通切手・記念切手等)切手と消印(消印は途中で切らずに)の周りを1cmくらい残して、大きめに切り取ってください。  
※切手の周りのギザギザや切手自体を切ってしまうと価値がなくなってしまいます。



#### タオル類寄贈活動

皆様からのタオル類は相模原市内の介護老人福祉施設へ寄贈しています。タオル類は施設に入居している方が使用する他に、新品でないタオルは掃除用に使われています。介護老人福祉施設では、タオル類は常に不足しているため、大変喜ばれています。

- ◎タオル
  - ◎バスタオル
- 新品・使用済のどちらでもよく、色・形を問いません。

## お店をご紹介ください。

「はやぶさ」で毎月掲載しております、P16~17「花子と太郎の食べある記」または「見てある記」でご紹介させていただける会員の方を募集しています。もちろん、自薦・他薦は問いません。『このお店の料理はとっても美味しいのでぜひ紹介したい』などありましたら、お気軽にご紹介ください。



### 「はやぶさ」のチラシを置いてくださる事業所を募集しています

会員以外の方にも「はやぶさ」を知っていただけるよう、毎月「はやぶさ」を紹介するチラシ(B6版)を作成しています。このチラシを置いてくださる事業所を募集しています。ぜひご協力をお願いいたします。

## 新会員紹介

平成28年8月・9月

法人名	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
株式会社 アーバンエステート	不動産	高橋 政雄	相模原市南区相模大野5-27-40	大野
株式会社 アオイコーポレーション	不動産業	山口 政弘	相模原市南区相模大野3-15-16	大野
有限会社 タカビル	貸しビル業	澁谷 直樹	相模原市南区相模大野3-13-1	大野
医療法人 メイ・ロイヤル	歯科医院営業	菅原 義文	相模原市南区大野台6-19-12 大野台クリニックビル2F	大野中第1
有限会社 山本屋根工事店	建設業	山本 菊夫	相模原市緑区中野1958-258	津久井中
サイディングスタッフ雄樹	外壁業	森下 靖雄	相模原市南区相模大野1-14-10	賛助会員
炭火串焼 鳥穂	飲食	森 秀利	相模原市南区相模大野3-13-6 マキノビル1F	賛助会員
中村好孝司法書士事務所	司法書士	中村 好孝	相模原市南区相模大野3-13-1	賛助会員
料理屋 兆治	飲食店	篠原 章	相模原市南区上鶴岡6-28-4 102	賛助会員
Cafe Enjoy	飲食業	伊藤 圭	相模原市南区松が枝町15-15	賛助会員

情報公開に同意された方のみ掲載しています。

## 会議室ご利用のご案内

### 法人会の会議室を ご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。飲食を伴うパーティー等や土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料
  - ◎会員会社でのご利用……………会員料金
  - ◎会員以外の方のご利用……………一般料金
- ※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。

## 本誌同封広告のご案内

### 「広報誌はやぶさ」に、 貴社の広告を同封いたします。

会員のみなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。どうぞご利用ください。

#### 《発行内容》

部 数：4,000部

発行日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

#### 《封入広告》

寸 法：角2封筒に入る大きさ  
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)

内 容：会員に配布するに相応しい内容であること  
発行部数印刷、寸法に合うこと

料 金：30,000円(1回)

お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡  
ください。

## 読者 プレゼント

応募締切り  
11月30日(水)

# 2017年 相模原の風景 カレンダー

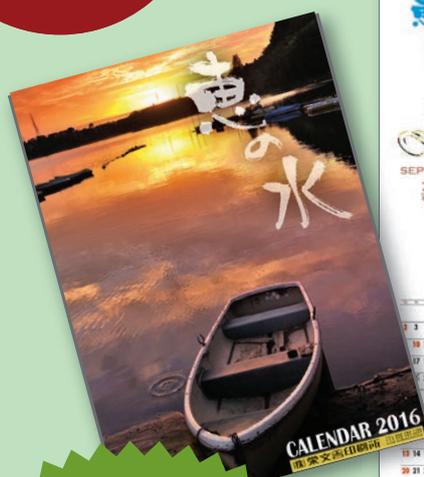
見本

## 10名様に プレゼント!!

下記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局までFaxまたはハガキでお申込みください。

- ① 希望商品名：「2017年カレンダー」
- ② 郵便番号 ③ ご住所 ④ 法人名
- ⑤ お名前 ⑥ 電話番号
- ⑦ 「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など

◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。  
また、ご感想などをご紹介させていただく場合がございます。



今すぐハガキか  
FAXで!

提供元：(株)栄文舎印刷所



B2サイズ  
縦72.8cm×横51.5cm

※画像は2016年  
カレンダーです

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、タオル等のご寄付、広告の同封、本誌に関するお問合せやご感想はこちらまでお寄せください。

公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273  
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16  
<http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>

# 青年部会員募集

お待ちしております!

## 入会資格

相模原法人会正会員又は賛助会員の方で  
50歳以下の経営者、またはそれに準じる

## お問合せ・お申込み

公益社団法人相模原法人会 事務局  
TEL 042-755-3027



## 新しい仲間たち

① 会社名 ② 業種 ③ 地区等 ④ 座右の銘 ⑤ ひとことPR

しむら よしひこ  
**志村 良彦**



- ① 税理士法  
MBC合同会社
- ② 税理士業
- ③ 中央南第2
- ④ 為せば成る、為さねば成らぬ何事も
- ⑤ 生まれも育ちも相模原。相模原市中央区相生で税理士事務所を展開しています。私たちはお客様と一緒に「100年経営」を目指して日々業務に取り組んでいます。どうぞよろしくお願いいたします。

たくち ゆうき  
**田口 雄樹**



- ① 有限会社  
東洋木芸
- ② 木工事(大工、家具、  
建具、製作・内装工事)
- ③ 大沢
- ④ 日々是精進
- ⑤ 東洋木芸は先代より継いでいる木工所を起源とした内装工事会社です。自社工場内で職人が木製家具、造作材、建具を製作・塗装まで一貫して行っております。さらには各現場において造作大工、内装職人が腕を振るい現場工事までトータルで行える物造り職人集団です。木をあしらった素敵な空間づくりのお手伝いが出来ればと願っております。

しみず よしのり  
**清水 良則**



- ① 有限会社 シミ  
ズリビング
- ② 燃料販売業
- ③ 相模原矢部
- ④ 聞くは一時の恥、聞かぬは一生の恥
- ⑤ 青年部、一兵卒としてがんばります。

おりかさ まさはる  
**折笠 正治**



- ① 有限会社  
大峰商事
- ② 不動産売買・  
管理
- ③ 松南
- ④ 一期一会
- ⑤ 相模原市南区で不動産販売・管理・リフォーム業を行っております。創業40年を迎え、地元密着で営業して参りました。座右の銘にもございますが、お客様の大事な資産をお預かりし、またはご紹介させていただくにあたり、一期一会をモットーに営業活動を行っております。貴会を通じ、地元相模原の発展のため、微力ながら活動して言う所存でございます。より一層のご指導宜しくお願い申し上げます。

ところたに しげる  
**所谷 茂**



- ① つばめ観光バス  
株式会社
- ② 一般貸切旅客  
自動車運送事業、  
国内旅行業
- ③ 相模湖
- ④ 努力に勝る天才なし
- ⑤ 東京都、神奈川県、山梨県上野原市、山梨県南都留郡道志村に営業区域を有する貸切バス会社です。地域の皆様に愛され無事故で創業30周年を迎えました。お客様に満足いただける楽しく安心・安全な旅をご提供いたします。

なかい こういち  
**中井 宏一**



- ① 有限会社ベン  
ジー・ジャパン
- ② 犬関連全般
- ③ 松南
- ④ 努力に勝る天才なし
- ⑤ おださがで25年、主にワンちゃんトリミング、ホテルを行っています。地域に密着し、地域の方々に育てて頂きました。お客様の笑顔が一番の大好物です!!お客様との日々ありがとうございます。Toありがとうございますのキャッチボールを目指しています。

みやた たかひろ  
**宮田 貴浩**



- ① 大同生命保険株  
式会社  
相模原営業所
- ② 生命保険業
- ③ 中央南第2
- ④ 九転十起
- ⑤ 法人会の『大型総合保障制度』誕生から今年で45周年。社会を取り巻く環境は変貌を遂げていますが、皆様のご事業を様々なリスクからお守りすべく取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

さの まさひろ  
**佐野 勝広**



- ① GST
- ② 通信工事業
- ③ 賛助会員
- ④ 迷ったら前進
- ⑤ 家電製品の取り扱い方法を含め通信工事メンテナンスを訪問サポートしております。未熟者ですが皆様どうぞよろしくお願いいたします。